

# 紙おむつ類専用ごみ袋を交付します

斑鳩町では、平成12年10月からごみ処理有料化を実施していますが、住民のみなさんのご協力により、ごみ処理有料化前と比較して、約38%のごみの量が減少しています。

しかし、乳幼児や介護が必要で、常時紙おむつ類を使用される人がおられる家庭にとっては、ごみの減量が難しく、その分、ごみ袋の購入費用が多くかかります。

そのため、平成23年4月から、常時紙おむつ類を必要とされる人に対し、「紙おむつ類専用ごみ袋」を無料で交付しています。

交付対象となる人に、紙おむつ類専用ごみ袋を下記のとおり交付しますので、窓口まで申請にお越しください。

## 交付対象者・申請時期

斑鳩町にお住まいで、在宅で常時紙おむつ類を必要とする次の人が対象です。

交付対象者	申請時期
○要介護者 ○斑鳩介護用品支給事業実施要綱に基づく介護用品（紙おむつに限る）の支給を受けている人 ○斑鳩町地域生活支援事業実施要綱に基づく日常生活用具（紙おむつに限る）の給付等を受けている人	4月 * 年度途中で対象者となった場合は、対象者となった月
○3歳以下の乳幼児	誕生日の月

※里帰り出産等で町外にお住まいの人が、一時的に紙おむつ類を使用される場合も対象になります。  
(0歳児に限る。1か月あたり10枚。30枚まで。母子健康手帳を提示してください。)

## 交付枚数

対象者によって年間交付枚数（年1回交付）が異なります。

- (1) 0歳児 100枚
- (2) 1～2歳児 60枚
- (3) 3歳児 20枚
- (4) 大人用 60枚

※申請時期を過ぎますと渡せる枚数が減っていきます。

※次回申請時まで紙おむつ類専用ごみ袋が不足する場合は、「可燃ごみ指定袋」で排出してください。

## 申請方法

交付対象者またはその家族の人が、指定の申請書に必要な事項（使用者の氏名・生年月日・申請者との続柄）を記入し、窓口へ提出してください。（印鑑不要）窓口で申請書を確認し、その場で指定袋を交付します。

\* 家族の人以外で代理申請される場合は、委任状（任意）が必要です。

## 申請・交付場所

役場 環境対策課（役場本庁舎1階）

（平日の午前8時30分～午後5時15分）

# 紙おむつ類専用ごみ袋を使用される方へ

紙おむつ類専用ごみ袋は、以下のルールを守って、正しく排出されますよう、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

## ■排出日・排出場所

可燃ごみと同じ収集日に、可燃ごみと同じ場所に出してください。

※紙おむつ類は、「可燃ごみ指定袋」で出すこともできます。

## ■紙おむつ類専用ごみ袋で出せるもの

- ① 紙おむつ
- ② 尿取りパット
- ③ 処理に使用した少量のティッシュペーパー等

※汚物は必ず取り除いてください。

※新聞紙等でおむつを包んだり、①～③以外のその他のごみを混ぜると収集しません。

※汚物等の汚れがひどく、どうしても何かで包む必要がある場合は、透明のビニール袋に入れてください。

## ■お願い

紙おむつ類専用ごみ袋が必要なくなった場合には、他人への譲渡はできません。  
大変お手数ですが、役場環境対策課までご返却ください。

## ■その他

紙おむつ類専用ごみ袋が年度途中で足りなくなった場合は、可燃ごみ袋で出してください。

【問い合わせ先】 斑鳩町役場 環境対策課 電話：0745-74-1113